

各みどりの少年団 様

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長 今井俊郎

令和6年度「みどりの少年団」の活動調査について（依頼）

平素から、緑化の推進並びに「みどりの少年団」活動につきまして、ご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「みどりの少年団」活動に対する助成金を算定するため、令和6年度の活動調査を行いますので、ご多忙中とは存じますが、下記によりご報告くださるようお願いいたします。

記

1 「みどりの少年団」活動調査

- ① 調査表 みどりの少年団活動調査表（様式1）とみどりの少年団活動助成金請求書（様式2）助成金請求書の様式は、当委員会ホームページからダウンロードしてください。 <http://www.gifu-ryokusui.jp> → 各種資料室
- ② 調査対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ③ 調査時点 令和6年10月31日現在で作成
 - ・ 10月31日までの活動は、実績として、11月1日以降の活動は、計画として記載してください。
- ④ 留意事項
 - ・ 活動実績には、活動状況写真を必ず添付してください。
なお、添付された写真は、当委員会ホームページや緑の募金のチラシなどで使用することがありますので、ご了解ください。
 - ・ 活動事項は、できるだけ具体的に記入してください。

- 2 提出物 ①みどりの少年団活動調査表（様式1）
②みどりの少年団活動助成金請求書（様式2）
- 3 提出先 〒500-8356 岐阜市六条江東2丁目5番6号
公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
- 4 提出期限 令和 6年11月29日（金）（必着）
- 5 提出方法 郵送（メール可 ryokka@xqj.biglobe.ne.jp ）

公益社団法人 岐阜県緑化推進委員会
担当：田中・水木
〒500-8356 岐阜市六条江東2丁目5番6号
TEL：058-273-7577 FAX：058-273-7547
E-mail： ryokka@xqj.biglobe.ne.jp

みどりの少年団への活動助成について

みどりの少年団の活動をお手伝いするものは、次の3つがあります。

1 みどりの少年団活動助成金（県緑推）

- みどりの少年団活動助成金は、令和6年度の活動実績を報告いただき、この実績に基づき当方で助成金を査定して、みどりの少年団に交付するものです。

みどりの少年団ごとの活動実績を把握するため、今回、活動調査表等の提出をお願いします。

なお、助成金の使い途は、みどりの少年団活動に必要なものであれば、特に制限はありません。

2 みどりの少年団活動促進公募事業（県緑推）

- この事業は、令和6年度の活動計画に基づいて、新たな活動や例年以上の活動に取り組もうとするみどりの少年団に助成するものです。

現在、各支部（市町村）を通じて、事業実施を希望するみどりの少年団を募集中ですので、実施を希望する場合は、11月8日（金）までに応募してください。（詳細は当委員会HPをご覧ください。）

3 緑の少年団活動促進事業（全国緑の少年団連盟）

- 上記1、2以外に全国緑の少年団連盟（国土緑化推進機構）からの助成事業として、「緑の少年団活動促進事業」があり、事業内容は、上記2とほぼ同じですが、事業費30万円程度が必要な場合に応募してください。学習教材の購入や作成、活動資材の購入などに役立つものと思っています。（詳細については9月中旬に文書を発送しますのでご覧ください。）

4 助成金について

- 上記1の助成金は、みどりの少年団の活動実績に応じて少年団ごとに助成金額を決定します。活動実績を報告することによって、毎年助成金を受け取ることが出来ます。

- 上記2の事業は、上限を30万円にしていますが、下限は設けていませんので、5～10万円程度の少額であっても応募できます。

また、翌年度の事業計画に基づくものであれば、毎年応募して、事業を実施することもできます。

- 上記3の事業の助成金は、30万円です。

30万円規模の事業を行いたい場合は、この事業を利用することができます。

- 上記1と2、又は上記1と3の助成金を併せて受けることもできます。